証券コード　2321
平成26年５月30日

株　主　各　位

札幌市中央区北九条西十五丁目28番地196
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長　阪　口　克　彦

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成26年６月23日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成26年６月24日（火曜日）午後２時
２．場　　所　東京都港区南青山四丁目17番58号
ホテルフロラシオン青山　３階　孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第17期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件
４．議決権行使についてのご案内
（１）書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年６月23日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
（２）インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成26年６月23日（月曜日）午後６時までに行使してください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「６．業務の適正を確保するための体制」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.softfront.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役及び監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.softfront.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて
（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）議決権の行使期限は、平成26年６月23日（月曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
（3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です 。

4．システムに係わる条件について
インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
（1）パソコン用サイトによる場合
ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
イ．次のアプリケーションをインストールしていること。
(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
（2）携帯電話端末用サイトによる場合
128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

１．会社の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（平成25年４月1日～平成26年３月31日）の当社を取りまく環境としましては、当社事業に関係する通信関連分野において、法人向けスマートフォン/タブレット需要の拡大、高速通信を可能とするLTE（Long Term Evolution）やWiFi関連などのモバイルサービスの進展がありました。これによりBYOD（Bring Your Own Device）をはじめとする、スマートフォン/タブレットを利用した新たなソリューション市場が拡大しつつあります。

このような環境の下、当社は『成長』をテーマとした新たな中期経営計画を平成25年４月からの３カ年を対象としスタートいたしました。

当事業年度の業績は、売上高597,326千円、営業損失207,810千円、経常損失213,960千円、当期純損失247,770千円となっております。

売上高につきましては、597,326千円（前年同期比8.8％増）と前年同期実績を48,114千円上回る増収となりました。

売上原価につきましては、販売目的ソフトウエアの減価償却費が増加したことなどにより、328,083千円（前年同期比22.9％増）と増加しております。売上総利益につきましては、269,243千円（前年同期比4.6％減）と前年同期実績を12,916千円下回りました。

販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度より引き続き経費削減に努めるも、今後の事業拡大のために、新たにスマートフォン/タブレット等に対応するソフトウエア開発を積極的に行い、これにより研究開発費が増加したことなどにより、477,053千円（前年同期比22.3％増）の増加となりました。

これらの結果、営業損益につきましては、207,810千円の営業損失（前年同期は107,793千円の営業損失）を計上しております。

経常損益につきましては、営業外収益68千円（前年同期比79.2％減）を計上し、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に伴う諸費用など

営業外費用6,218千円（前年同期比942.3%増）を計上したため、213,960千円の経常損失（前年同期は108,062千円の経常損失）を計上いたしました。

税引前当期純損益につきましては、新株予約権戻入益3,610千円の特別利益を計上し（前年同期はなし）、また、市場価格のないデジタルポスト株式会社の株式に対する投資損失に備えるため、健全性の観点から、投資先の財政状態等を勘案して投資損失引当金繰入額35,000千円を特別損失に計上（前年同期はなし）したため、245,350千円の税引前当期純損失（前年同期は108,062千円の税引前当期純損失）を計上いたしました。

当期純損益につきましては、法人税、住民税及び事業税を2,420千円計上したことにより、247,770千円の当期純損失（前年同期は110,482千円の当期純損失）を計上いたしました。

各事業領域に対する当事業年度における取り組みは次のとおりであります。

既存事業領域

引き続きNTTグループや電力系通信事業者に注力することにより、売上高は前年度を上回りました。また、事業拡大に向け、Web上でのリアルタイムソリューションの提供を開始いたしました。

サービス事業領域

平成23年度より開始したデジタルポスト関連事業の強化・拡大を進めており、新たなサービス提供に向けたパートナー企業との協業を実現しています。また、当社の保有する技術資産やノウハウを通じ、スタートアップ企業の事業成長をサポートする取り組みを開始いたしました。

海外事業領域

ベトナム社会主義共和国現地法人SOFTFRONT VIETNAM CO.,LTD.（ソフトフロント ベトナム）において人材採用を進め、開発拠点としての体制を確立しつつあります。当社からソフトウエア開発を受託し開発を開始すると同時に、ベトナム国内の複数のベンダーとの協業に向けての活動を進めております。今後、中期経営計画に掲げる海外での事業展開を見据え、まずは内なる成長としての、収益性と生産性の向上のためのグローバル化によるコスト低減と開発力増強を進めてまいります。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

ソフトウエア販売

SIP・NGN・デジタルポスト関連技術を主体とするソフトウエア販売・ライセンス提供・サポートの提供を行っております。

売上高につきましては、通信事業者向けの製品販売が増加したため、252,241千円（前年同期比30.8%増）と前年同期を上回りました。売上原価

につきましては、前事業年度に既存製品の改良による製品開発を行ったこと、デジタルポスト関連事業の将来の収益拡大見込みを合理的に予想することが困難であるため、対応する販売目的ソフトウエアの減価償却を進めたことなどにより、148,725千円（前年同期比63.9%増）と増加いたしました。このように、売上高が堅調に推移し、売上原価が増加したため、103,516千円（前年同期比1.3%増）のセグメント利益を計上しております。

受託開発

SIP・NGN関連技術を主体とする受託開発・技術コンサルティング・ソリューション開発の請負を行っております。

売上高につきましては、ソフトウエア販売と同様に通信事業者分野に関連する開発案件が顕著化するも、売上高は328,609千円（前年同期比0.8%減）と前年同期に比べ微減いたしました。売上原価につきましては、170,165千円（前年同期比6.7%増）と増加いたしました。これにより、158,443千円（前年同期比7.8%減）のセグメント利益を計上しております。

その他

SIP・NGN関連技術を主体とした物品販売などを行っております。

売上高につきましては、16,475千円（前年同期比34.0%減）を計上し、売上原価につきましては、9,191千円（前年同期比45.4%減）を計上いたしました。これにより、7,283千円（前年同期比10.3%減）のセグメント利益を計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は99,916千円であります。そのほとんどはソフトウエア販売のセグメントに対応するものであり、主なものは次のとおりであります。

・自社開発ソフトウエアSIP13(SIPプログラム2013)　　68,209千円

③ 資金調達の状況

当事業年度中に所要資金として、金融機関より長期借入金として30,000千円の調達を行いました。

また、Ｏａｋキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当増資（払込期日：平成25年７月23日）により100,007千円、同社を割当先とする第三者割当増資（払込期日：平成26年３月24日）により150,002千円、同社を割当先とする第三者割当による第７回新株予約権の発行及び行使により203,557千円並びに同社を割当先とする第三者割当による第８回新株予約権の発行により5,178千円の調達を実施いたしました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、ベトナム国現地法人SOFTFRONT VIETNAM CO.,LTD. に対して平成25年８月に21,332千円の出資、平成25年11月に11,383千円の出資を行い、当社の完全子会社として設立しております。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

項目	第14期 (平成23年３月期)	第15期 (平成24年３月期)	第16期 (平成25年３月期)	第17期(当期) (平成26年３月期)
売　上　高(千円)	783,215	773,205	549,212	597,326
経常損益(千円)	11,196	△16,073	△108,062	△213,960
当期純損益(千円)	8,472	△18,493	△110,482	△247,770
１株当たり当期純損益(円)	0.92	△2.01	△12.01	△24.12
総　資　産(千円)	845,702	808,136	759,957	945,481
純　資　産(千円)	760,180	745,411	634,815	842,180

（注）１．経常損益、当期純損益及び１株当たり当期純損益の△印は損失を示しております。
２．当社は、平成26年１月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純損益を算定しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.	650,000千ドン (325千USドル) (32,716千円)	100.00%	ソフトウエア業

（注）平成25年８月にベトナム社会主義共和国ホーチミン市にSOFTFRONT VIETNAM CO., LTD. （ソフトフロント ベトナム）を設立しております。なお、当社では、非連結子会社としております。

（4）対処すべき課題

当社は、国内大手電機メーカ向けの受注の落ち込みなどにより、平成26年３月期において引き続き営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、平成25年５月10日付で発表した新たな「中期経営計画」の下、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより、当該状況が改善される見込みであること、また、当事業年度において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使により現預金残高が増加したことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しており、業績の安定と拡大に努めてまいります。

① 収益基盤の強化

業績低迷の要因となった国内大手電機メーカ向けの社内リソースを、堅調な通信事業者分野に向けることにより当該分野の受注拡大を図ることで収益基盤を構築してまいりました。更なる成長に向けて、スタートアップ企業の支援事業や新たな製品開発を進めることにより、収益基盤の強化につなげてまいります。

② コスト削減

分野ごとに管理していた開発リソースを一元管理し、プロジェクトの効率化を図り、売上原価の低減を図ってまいりました。しかし、販売目的ソフトウエアの減価償却費の増加や今後の事業拡大のための研究開発を積極的に行ったこと等により営業損失が発生する状況となりました。この状況を改善するために、適切な予算配分と予算管理の徹底により市場の状況に応じた柔軟なコスト構造へ転換すると共に、ベトナム子会社を活用することで全般的なコスト削減を図ってまいります。

③　開発効率の向上

国内の開発機能の拠点統合を実施することにより、効率性及び生産性の向上を図り、事業の成長を一層進めてまいります。

重点課題に的確に対処し、売上高及び経常利益の最大化を図っていくことにより、当社の企業価値を高めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（5）主要な事業内容（平成26年３月31日現在）

当社は、SIP・NGN技術を核としたソフトウエア開発環境の提供及び同開発環境に対する技術支援、関連する受託開発並びにコンサルテーションを行っております。

（6）主要な事業所（平成26年３月31日現在）

東京本社	東京都港区
札幌本社	北海道札幌市中央区

二本社制による業務を行っております。

なお、平成26年１月14日開催の取締役会において、平成26年６月１日までに東京本社と札幌本社に分散していた国内の開発機能を東京本社一拠点に集約することを決議しております。

（7）使用人の状況（平成26年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57(0)名	4(1)名減	39.3歳	10.5年

（注）１．使用人数は就業員数であり、（　）内には臨時雇用者の平均人員を外数で記載しております。

２．上記の使用人のうち、東京本社勤務者は33(0)名、札幌本社勤務者は24(0)名であります。

（8）主要な借入先の状況（平成26年３月31日現在）

借入先	借入金額
株式会社日本政策金融公庫	30,000千円

（9）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成26年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　324,400株

（２）発行済株式の総数　125,877株

（３）株主数　5,219名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
Ｏａｋキャピタル株式会社	10,388株	8.25%
村田利文	5,744	4.56
ＮＴＴインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	5,730	4.55
日本証券金融株式会社	4,203	3.33
長屋正宏	3,807	3.02
株式会社ＳＢＩ証券	3,051	2.42
楽天証券株式会社	2,861	2.27
カブドットコム証券株式会社	1,088	0.86
佐々木誠	1,047	0.83
井原康晴	1,014	0.80

（注）　持株比率は小数第二位未満を切捨てて表示しております。

（５）その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年１月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。株式分割は平成26年４月１日を効力発生日としておりますので、本項は株式分割前の株式数により記載しております。

３．新株予約権等の状況

（１）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年３月31日現在）

該当事項はありません。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他の新株予約権等に関する重要な事項

①平成25年７月５日開催の取締役会決議による新株予約権（第７回新株予約権）

以下のとおり、新株予約権を発行しておりますが、その全ての行使が完了しております。

・新株予約権の数
　758個
・新株予約権の目的である株式の種類と数
　普通株式15,160株（新株予約権１個当たり20株）
・新株予約権の払込金額
　新株予約権１個当たり4,345円
・新株予約権の割当日
　平成25年７月23日
・新株予約権の払込期日
　平成25年７月23日
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１株につき13,210円
・新株予約権の行使期間
　平成25年７月24日から平成27年７月23日まで
・新株予約権の行使の条件
　新株予約権の一部行使はできない。
・新株予約権の取得の事由及び取得の条件
　新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150％を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の２週間前までに新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において新株予約権１個につき4,345円

で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・割当先
Ｏａｋキャピタル株式会社　758個

②平成26年３月３日開催の取締役会決議による新株予約権（第８回新株予約権）

・新株予約権の数
1,002個

・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式20,040株（新株予約権１個当たり20株）

・新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たり5,168円

・新株予約権の割当日
平成26年３月24日

・新株予約権の払込期日
平成26年３月24日

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１株につき17,480円

・新株予約権の行使期間
平成26年３月25日から平成28年３月24日まで

・新株予約権の行使の条件
新株予約権の一部行使はできない。

・新株予約権の取得の事由及び取得の条件
新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の２週間前までに新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において新株予約権１個につき5,168円で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
・割当先
Ｏａｋキャピタル株式会社　1,002個

４．会社役員の状況

（１）取締役及び監査役の状況（平成26年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阪口克彦	SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.会長
取締役	佐藤和紀	研究開発担当
取締役	佐藤健太郎	サービス事業担当 デジタルポスト株式会社取締役
取締役	安田浩	
常勤監査役	塙幸久	
監査役	髙木勇三	監査法人五大代表社員(公認会計士) 富士エレクトロニクス株式会社社外監査役 株式会社グルメ杵屋社外監査役 元気寿司株式会社社外監査役
監査役	坂上辰雄	

（注）１．取締役安田浩氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役塙幸久氏、監査役髙木勇三氏及び監査役坂上辰雄氏は、社外監査役であります。

３．常勤監査役塙幸久氏、監査役髙木勇三氏及び監査役坂上辰雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役塙幸久氏は、証券会社における証券関連業務で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。

・監査役髙木勇三氏は、公認会計士の資格を有しております。

・監査役坂上辰雄氏は、証券会社における証券関連業務で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。

４．当社は、常勤監査役塙幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	45,768千円 (2,400)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10,140 (10,140)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	55,908 (12,540)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬等の限度額は、平成12年６月29日開催の第３回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、本限度額とは別枠で、平成19年６月25日開催の第10回定時株主総会において、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の限度額が年額30,100千円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬等の限度額は、平成12年６月29日開催の第３回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

また、本限度額とは別枠で、平成19年６月25日開催の第10回定時株主総会において、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の限度額が年額5,400千円以内と決議いただいております。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役髙木勇三氏は監査法人五大の代表社員を兼務しております。なお、当社と当該法人との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役髙木勇三氏は富士エレクトロニクス株式会社、株式会社グルメ杵屋及び元気寿司株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社とこれらの法人との間には特別の関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取　締　役　安田　　浩	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、14回に出席いたしました。主に学識経験者の見地から、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役　塙　　幸久	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち、13回全てに出席いたしました。主に証券会社における証券関連業務で培ってきた経験及び知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会において、会計処理の適正性並びに内部統制システムについて適宜、必要な発言・提言を行っております。
監　査　役　髙木　　勇三	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、16回に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち、11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会において、会計処理の適正性並びに内部統制システムについて適宜、必要な発言・提言を行っております。
監　査　役　坂上　　辰雄	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち、13回全てに出席いたしました。主に証券会社における証券関連業務で培ってきた経験及び知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会において、会計処理の適正性並びに内部統制システムについて適宜、必要な発言・提言を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

（１）名称　　有限責任監査法人トーマツ

（２）報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成26年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**692,190**	**流動負債**	**79,300**
現金及び預金	499,278	営業未払金	23,238
売掛金	181,355	１年内返済予定の長期借入金	6,000
前払費用	9,685	未払金	18,759
その他	2,125	未払費用	4,271
貸倒引当金	△254	未払法人税等	8,285
固定資産	**253,290**	未払消費税等	10,070
		前受金	5,286
有形固定資産	**10,892**	預り金	2,465
建物	4,989	製品保証引当金	498
工具、器具及び備品	5,903	受注損失引当金	424
無形固定資産	**156,076**	**固定負債**	**24,000**
商標権	2,025	長期借入金	24,000
ソフトウエア	152,805	**負債合計**	**103,300**
その他	1,246	純資産の部	
投資その他の資産	**86,321**	**株主資本**	**837,002**
投資有価証券	9,600	**資本金**	**3,019,263**
関係会社株式	35,000	**資本剰余金**	**2,801,423**
関係会社出資金	32,716	資本準備金	2,801,423
差入保証金	43,955	**利益剰余金**	**△4,983,684**
その他	50	その他利益剰余金	△4,983,684
投資損失引当金	△35,000	繰越利益剰余金	△4,983,684
		新株予約権	**5,178**
		純資産合計	**842,180**
資産合計	**945,481**	**負債純資産合計**	**945,481**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**597,326**
売　上　原　価		**328,083**
売　上　総　利　益		**269,243**
販売費及び一般管理費		**477,053**
営　業　損　失		**207,810**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	21	
そ　の　他	46	68
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	187	
為　替　差　損	774	
株　式　交　付　費	2,745	
新　株　予　約　権　発　行　費	2,512	6,218
経　常　損　失		**213,960**
特　別　利　益		
新　株　予　約　権　戻　入　益	3,610	3,610
特　別　損　失		
投資損失引当金繰入額	35,000	35,000
税引前当期純損失		**245,350**
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当　期　純　損　失		**247,770**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当事業年度期首残高	2,792,479	2,574,639	2,574,639	△4,735,913	△4,735,913	631,205
事業年度中の変動額						
新株の発行	226,783	226,783	226,783			453,567
当期純損失				△247,770	△247,770	△247,770
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	226,783	226,783	226,783	△247,770	△247,770	205,796
当事業年度期末残高	3,019,263	2,801,423	2,801,423	△4,983,684	△4,983,684	837,002

	新株予約権	純資産合計
当事業年度期首残高	3,610	634,815
事業年度中の変動額		
新株の発行		453,567
当期純損失		△247,770
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,568	1,568
事業年度中の変動額合計	1,568	207,364
当事業年度期末残高	5,178	842,180

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２６年５月１２日

株式会社ソフトフロント
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　﨑　　大	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫　原　泰　貴	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソフトフロントの平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第１７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月12日

株式会社ソフトフロント　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　塙　　幸　久　㊞

社外監査役　髙　木　勇　三　㊞

社外監査役　坂　上　辰　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）開発効率及び生産性の向上のため、平成26年６月１日をもって東京本社と札幌本社に分散していた国内の開発機能を東京本社一拠点に集約いたしますが、これに伴い、業務効率向上のため、現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店所在地を札幌市から東京都港区に変更するものであります。

なお、本変更は、平成26年６月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けることといたします。

（２）議決権を有しない単元未満株式についての権利を定めるため、定款第８条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第６条（発行可能株式総数）、第７条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成26年１月30日開催の取締役会において、平成26年４月１日を効力発生日として、発行可能株式総数を324,400株から32,440,000株に変更し、単元株制度を採用して１単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。

（３）上記（１）に記載の本店所在地の変更に合わせて、現行定款第11条（招集地）に定める株主総会の招集地を「本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内もしくはこれに隣接する地」から「東京都内またはこれに隣接する地」に変更するものであります。（変更案第12条）

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を札幌市に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。
第４条～第７条　（条文省略）	第４条～第７条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第10条　（条文省略）	第９条～第11条　（現行どおり）
（招集地） 第11条　株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内もしくはこれに隣接する地において招集する。	（招集地） 第12条　株主総会は、東京都内またはこれに隣接する地において招集する。
第12条～第44条　（条文省略）	第13条～第45条　（現行どおり）
（新　設）	附　則 第３条の変更は、平成26年６月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役阪口克彦氏は任期満了となりますので、改めて取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
さかぐちかつひこ 阪口克彦 （昭和29年８月16日生）	平成９年４月　キヤノン株式会社商品開発本部サブチーフ 平成12年３月　当社入社 平成12年４月　当社開発本部執行役員 平成13年10月　当社取締役 平成16年４月　当社取締役副社長 平成17年２月　当社代表取締役社長（現任） 平成25年８月　SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.会長（現任）	42,371株

（注）取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役坂上辰雄氏は、一身上の都合により、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
阿部　貢（あべ　みつぎ） （昭和24年11月30日生）	昭和47年４月　立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 平成９年９月　オムロン株式会社娯楽営業部長 平成14年６月　オムロンアルファテック株式会社（現アルファテック・ソリューションズ株式会社）監査役 平成18年11月　オムロン株式会社監査室 平成19年４月　オムロン住倉ロジスティック株式会社監査役 株式会社パワーシステム監査役	1,000株

（注）１．新任の監査役候補であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．候補者は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

４．候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、監査関連業務の豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成26年４月１日現在）

名　　称	三優監査法人
事　務　所	主たる事務所　　東京都新宿区西新宿一丁目24番1号エステック情報ビル15階 その他の事務所　大阪、名古屋、福岡
沿　　革	昭和61年10月　監査法人三優会計社を設立 平成８年１月　BDO Binder BV（現BDO International Limited）と業務提携 平成８年４月　三優監査法人に商号変更
概　　要	構成人員 社員　公認会計士　　27名 職員　公認会計士　　75名 その他監査従事者　36名 その他職員　　23名 合計　　161名 監査関与会社数　165社

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

（会　場）東京都港区南青山四丁目17番58号
ホテルフロラシオン青山
３階　孔雀の間

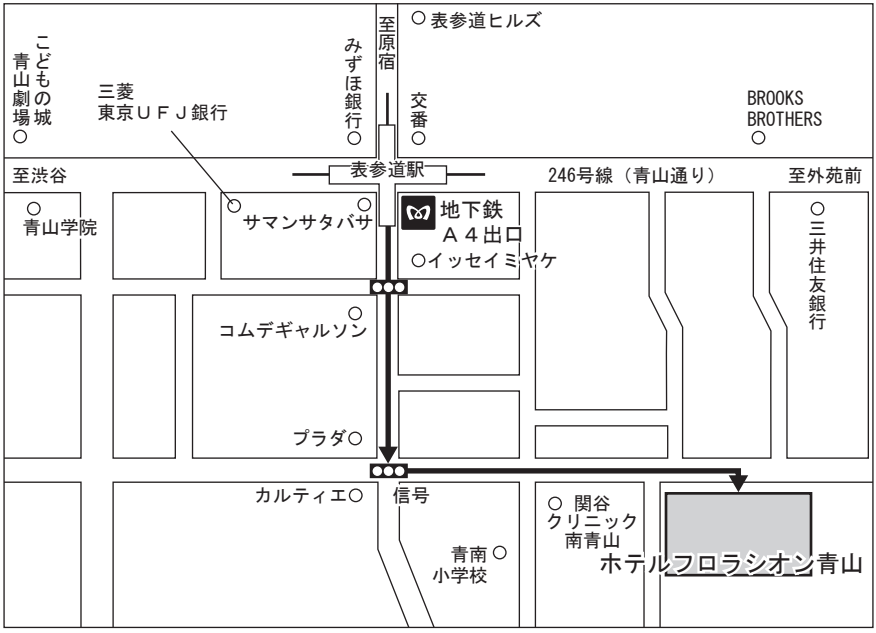

（交　通）東京メトロ（銀座線、半蔵門線、千代田線）
表参道駅（Ａ４出口より徒歩６分）

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。